

令和 7 年度資格審査基準

建設業者の等級付けについては次のとおりとする。

1 対象業者

市内業者（福知山市内に本社、本店または支店、営業所を有する者）とする。

※資格有効期間は 1 年度とする。

2 等級

A1、A、B、C の 4 区分とする。

3 等級付け

（1）基準点の設定

すべての工事種別において、次の基準点を設ける。

注）土木一式・建築一式については客観点（経審の業種別総合点）に主観点を加えた総合点で等級付けする。

その他の工事種別については、従来どおりとする。

工事種別	A1 等級	A 等級	B 等級	C 等級
土木一式	870 点以上	770 点以上	中間点	570 点以下
建築一式	850 点以上	750 点以上	中間点	590 点以下
舗 装	-	710 点以上	中間点	580 点以下
管	-	690 点以上	中間点	580 点以下
電 気	-	740 点以上	中間点	580 点以下
水道施設	-	700 点以上	中間点	610 点以下
その他	-	690 点以上	中間点	570 点以下

（2）その他

新規業者

新規申請年度を含む 2 年間は、最下位の等級に位置づける。3 年目からは、該当ランクの等級に位置づける。**ただし、年度途中で市内に支店、営業所を開設した者は、翌年度から 2 年間は最下位の等級に位置づける。**